

改正	平成19年3月28日法人規程第7号 平成20年3月25日法人規程第22号 平成21年4月1日法人規程第5号 平成22年11月29日法人規程第9号 平成23年2月24日法人規程第14号 平成24年4月1日法人規程第2号 平成26年4月1日法人規程第14号 平成26年12月11日法人規程第20号 平成28年2月26日法人規程第3号 平成30年1月29日法人規程第16号 平成31年4月1日法人規程第8号 令和2年3月17日法人規程第19号 令和2年12月8日法人規程第14号 令和3年12月8日法人規程第8号 令和4年3月31日法人規程第4号 令和5年4月1日法人規程第8号 令和6年8月27日法人規程第5号 令和7年3月11日法人規程第13号	平成20年2月13日法人規程第17号 平成21年3月26日法人規程第6号 平成21年12月7日法人規程第13号 平成22年12月7日法人規程第12号 平成23年12月8日法人規程第6号 平成25年4月1日法人規程第16号 平成26年12月11日法人規程第19号 平成27年3月12日法人規程第25号 平成29年1月27日法人規程第14号 平成31年1月29日法人規程第5号 令和2年1月22日法人規程第11号 令和2年12月8日法人規程第13号 令和3年12月8日法人規程第7号 令和3年12月17日法人規程第11号 令和4年12月28日法人規程第10号 令和5年12月28日法人規程第29号 令和6年12月27日法人規程第6号 令和7年5月28日法人規程第2号
----	--	--

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学職員就業規則(平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。)第31条の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学(以下「法人」という。)の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に規定する職員であって、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程(平成18年法人規程第15号)の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び入学試験問題作成手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員住宅跡地駐車場の貸付料

(2) 一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるもの

4 第2項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間(公立大学法人九州歯科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年法人規程第22号。以下「勤務時間規程」という。)第2条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び入学試験問題作成手当並びに報奨金を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表(別表第1)
- (2) 事務職給料表(別表第2)
- (3) 技術職給料表(別表第3)
- (4) 看護職給料表(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第5)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職務の級を前項の級別標準職務表及び理事長が定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに決定し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を経過した職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人九州歯科大学出向規程(平成18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土

曜日又は祝日等でない日に支給する。

3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、その職を占める職員の給料の調整額は、調整基本額にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程(前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程)を担当する者	2
(2) 大学院担当教員((1)に掲げる者を除く。)	1
(3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教及び助手で理事長が別に定めるもの	
(4) 附属病院において診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技術職員	2

3 前項に規定する調整基本額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第6に掲げる額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

4 第2項による給料の調整額並びに第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

5 附則(令和5年4月1日法人規程第8号)第2項の規定の適用を受ける職員に対する第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

6 給料の調整額は、給料の一部とする。

7 前項までに定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「教4級職員」という。)にあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第14条 削除

(地域手当)

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の5.4を乗じて得た額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次項において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が職員を居住させるため設置した住宅(単身者のための施設を含む。))の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

2 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の住居手当を支給する。

3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)

を利用してその運賃又は料金(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等)を利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下この項及び次項において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間(以下この項から第4項までにおいて「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、理事長が別に定める夜間の交替制勤務に従事する職員(前項第2号に掲げる職員を除く。)の通勤手当の額は、第1号又は第3号に掲げる額(以下次項において「一般の通勤手当の額」という。)に、理事長が別に定めるところにより算出した額(その額が理事長が別に定める額に満たないときは、理事長が別に定める額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額(支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額
  - イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員 2,000円
  - ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額(以下この項において「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。)は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。ただし、前項に規定する夜間の交替制勤務に従事する職員にあっては、同項の規定による通勤手当の額と一般の通勤手当の額との差額及び新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額の合計額とする。

4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(単身赴任手当)

第18条 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定める

やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日等(勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。)及びその代休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。)に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この項及び次項において「第1項勤務」という。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第2項に規定する理事長が別に定める時間の勤務を除く。以下この項及び次項において「第2項勤務」という。)の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、第2項勤務にあっては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間規程第11条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項勤務にあっては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 前2項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数)により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(休日勤務手当)

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第24条 入院患者の病状の急変等に対処するため宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師である職員(教育職給料表の適用を受ける職員で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものを含む。)には、その勤務1回につき、21,000円(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で理事長が別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、31,500円)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき、10,500円を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第20条、第21条及び第22条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第12条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に、同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第26条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第31条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員(第29条第2項第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当を支給しない場合)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第26条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当を一時差し止める場合)

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同

じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第26条第1項に定める支給日に、同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第26条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の94.5(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 6 教員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の

状況」とあるのは、「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

- 7 事務職の職員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」と読み替えて適用する。

(入学試験問題作成手当)

第30条 入学者選抜に係る学力試験委員として試験問題作成業務に従事するよう委嘱され、問題作成を行った職員に対し、当該試験の合格発表後、入学試験問題作成手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部に係る一般選抜の主任学力試験委員 60,000円
- (2) 学部に係る一般選抜の学力試験委員 45,000円
- (3) 大学院に係る英語試験の学力試験委員 1回あたり10,000円
- (4) 大学院に係る専門試験の学力試験委員 1回あたり 3,000円

- 3 第1項の学力試験委員の業務が勤務時間外に行われる場合であっても時間外勤務手当は支給しない。また、同業務が週休日に行われる場合であっても週休日の振り替えの対象としない。

ただし、学力試験委員が委嘱された業務以外の入学者選抜に係る試験監督員や面接員として従事する場合は、この限りではない。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第18条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 就業規則第18条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第26条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第32条 公立大学法人九州歯科大学職員育児休業等に関する規程(平成18年法人規程第23号。以下「育児休業規程」という。)の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

- (2) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支

給する。

- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児短時間勤務をしている職員の給料月額、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、育児休業規程第21条の規定により定められたその者の1週間の勤務時間を勤務時間規程第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務をしている職員が、第20条第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第20条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。
- (7) 育児短時間勤務をしている職員の第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、これらの規定にかかわらず、給料の月額、これに対する地域手当の月額並びに第3条に規定する手当のうち理事長が別に定める手当の額の合計額に12を乗じて得た額をイに掲げるものからロに掲げるものを減じて得たもので除して得た額とする。
- イ 1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの
- ロ 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間規程第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に、7時間45分に算出率を乗じて得たものを乗じて得たもの
- (8) 育児短時間勤務をしている職員に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	とする	に、育児休業規程第21条の規定により定められたその者の1週間の勤務時間を勤務時間規程第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第10条第3項	その額が給料月額	その額が給料月額(附則(令和5年4月1日法人規程第8号)第2項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、その額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。以下この項において同じ。)
第20条第4項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が第32条第6号に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。
第26条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第26条第4項及び第29条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第26条第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第26条第5項	理事長	育児短時間勤務をしている職員の勤務時間を考慮して理事長

(9) 前8号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。  
(介護休業等取得者の給与)

第33条 職員が公立大学法人九州歯科大学職員介護休業等に関する規程(平成18年法人規程第24号)に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。  
(特殊勤務手当)

第34条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は次のとおりとする。

手当の種類	支給される者及び支給される業務	額及び支給方法
(1) 細菌検査手当	職員が細菌検査(家畜伝染病に係る細菌検査を含む。)に従事した場合	1日につき290円
(2) 夜間看護等手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において看護業務に従事した場合	1回につき3,550円(深夜の時間帯の勤務時間が4時間未満のときは3,100円)
(3) 放射線作業手当	放射線技術職員又はその補助職員等が、放射線を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事した場合	1日につき300円
(4) 死体処理事業手当	事務職給料表又は技術職給料表の適用を受けるものが、人の死体の処理事業に従事した場合	1日につき2,500円
(5) 看護師長業務手当	附属病院において、看護職給料表の適用を受けるものが、看護師長業務に従事した場合	1月につき20,000円 (病棟において看護師長業務に従事した場合は1月につき40,000円)
(6) 看護主任業務手当	附属病院において、看護職給料表の適用を受けるものが、看護主任業務に従事した場合	1月につき10,000円

2 特殊勤務手当のうち、細菌検査手当については、第10条の規定により衛生検査の業務に係る給料の調整額を受けるものに対しては、当該手当の支給の対象となる業務に従事した場合においても、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(報奨金)

第35条 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

2 職員(公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡県条例第50号)に基づき、福岡県から法人に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)を除く。)のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

3 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。  
(特定の職員についての適用除外)

第36条 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。  
(派遣職員等の給与)

第37条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡県条例第50号)に基づき、福岡県から法人に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。)その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときは、第34条の特殊勤務手当のうち看護師長業務手当及び看護主任業務手当を除きこの規程による手当を支給する。

- 2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第21条に規定する時間外勤務手当は支給しない。
- 3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数計算)

第38条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第26条第4項及び第5項並びに第29条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

- 2 第26条第2項の期末手当基礎額又は第29条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。
- 3 第31条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(承継教員に係る経過措置)

- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員(以下「承継職員」という。)の給料については、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。)に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(平成18年度における給料月額の特例)

- 4 職員の給料月額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。))の算出の基礎となる手当を含む。)の額、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額(第19条に適用する場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(平成18年度における管理職手当の額の特例)

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職(理事長が別に定めるものを除く。)を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

(号給の切替え)

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第27号。以下「平成18年学校職員給与条例等一部改正条例」という。)による改正前の学校職員給与条例(以下「改正前の学校職員給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級(施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同

じ。)、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第1の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額(公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年法人規程第13号。以下「改正規程」という。))の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第26条第4項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の調整額の経過措置)

- 13 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額(改正規程の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

(承継職員に係る経過措置)

- 14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額

との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。

15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程(平成18年法人規程第17号)附則第9項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
5	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
6	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
7	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
	3月未満	21	21	13	5

8	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
9	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
10	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
11	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
12	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43

	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
	19	3月未満	65	65	57
3月以上6月未満		66	66	58	50
6月以上9月未満		67	67	59	51
9月以上12月未満		68	68	60	52
12月以上		69	69	61	53
20	3月未満	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
21	3月未満	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月未満	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月未満	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月未満	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未満	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	

27	3月未満	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	89	
	6月以上9月未満	99	99	89	
	9月以上12月未満	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	105		
	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
30	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
31	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
32	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
33	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
34	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
35	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

附 則(平成19年3月28日法人規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程第12条の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第9項から附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第26条第4項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則(平成20年2月13日法人規程第17号)

この規程は、平成20年2月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第29条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。

附 則(平成20年3月25日法人規程第22号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日法人規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日法人規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月7日法人規程第13号)

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第15条、第19条、第20条、第26条及び第29条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月29日法人規程第9号)

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

附 則(平成22年12月7日法人規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。ただし、別表第1から別表第4まで、別表第6及び附則第9項の改正規定は平成23年1月1日から、公布日における改正後の第26条及び第29条の規定の改正規定は平成23年4月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第26条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第9項の規定による給料を支給される職員を除く。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「調整対象職員」という。)となった者(以下「調整対象職員」という。))については、その調整対象職員となった日)において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。)及び管理職手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数(同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員(以下「調整対象職員以外の職員」という。))については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から37号給まで
	3級	1号給から4号給まで
技術職給料表	1級	1号給から95号給まで
	2級	1号給から61号給まで
看護職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで

(2) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(3) 平成22年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則(平成23年2月24日法人規程第14号)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年12月8日法人規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。ただし、別表第1から別表第4まで、附則第9項の改正規定は平成24年1月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第26条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第9項の規定による給料を支給される職員を除く。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「調整対象職員」という。)となった者(以下「調整対象職員」という。))において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。)及び管理職手当の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数(同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで
事務職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から49号給まで

	3級	1号給から16号給まで
技術職給料表	1級	1号給から107号給まで
	2級	1号給から73号給まで
看護職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで

(2) 平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

(3) 平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

附 則(平成24年4月1日法人規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日法人規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第2号)第16条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成27年3月31日までの間、その効力を有する。この場合において、第1号中「4,500円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては「1,500円」とし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第16号)第16条第3項の適用にあたっては、同項中「第1項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第1項又は附則第2項第1号」、「附則第2項第2号又は前項」と読み替えるものとする。

(1) 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの(理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。)には、月額4,500円の住居手当を支給する。

(2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任手当受給職員」という。)で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

附 則(平成26年4月1日法人規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月11日法人規程第19号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、第6条(別表第1から別表第4)、第10条第2項(別表第6)及び第11条第1項の改正規定は平成26年4月1日から適用する。第29条第2項の改正規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則(平成26年12月11日法人規程第20号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(最高号給を受ける職員の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を受けていた職員のうち理事長が別に定める職員の切替日における号給については、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日に

において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第26条第4項の規定の適用については、給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の差額に相当する額との合計額」とする。

(平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 5 切替日から平成32年3月31日までの間における公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。)第15条で定める地域手当の月額については、同条の規定にかかわらず、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の5.4を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 切替日から平成32年3月31日までの間における給与規程第18条第2項の適用については、「30,000円」とあるのを「30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める金額」とする。

附 則(平成27年3月12日法人規程第25号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第14号)(以下「改正後の給与規程」という。)第7条第5項の規定は平成26年4月1日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。  
(平成18年給料の切替えに伴う経過措置の廃止)
- 2 この規程の施行日から平成18年4月1日施行附則第9項から第12項に定める給料の切替えに伴う経過措置は廃止する。  
(平成18年給料の切替えに伴う経過措置の廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第14号)(以下「改正前の給与規程」という。)平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額(施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額から平成27年3月31日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額を減じた額(零を上回るものに限る。))をいう。以下この項において同じ。)から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。
  - (1) 施行日から平成28年3月31日まで 経過措置基準額に3分の1を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が3千円を超える場合は3千円とする。)
  - (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 経過措置基準額に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が6千円を超える場合は6千円とする。)
  - (3) 平成29年4月1日以降 施行日以降の期間について、経過した年数1年につき3千円を乗じて得た額に3千円を加算した額
- 4 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。  
(最高号給を受ける職員の号給の調整)
- 6 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を受けていた職員のうち理事長が別に定める職員の切替日における号給については、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第26条第4項(改正後の給与規

程第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、附則第3項から第6項の規定の適用を受ける者については、給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額及び平成27年4月1日施行附則第3項の規定による給料との合計額」とする。

附 則(平成28年2月26日法人規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第14号)(以下「改正後の給与規程」という。)第6条(別表第1から別表第4)、第10条第2項(別表第6)、第11条第1項、第29条第2項の規定は平成27年4月1日から適用する。第29条第1項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(勤勉手当に関する経過措置)

- 2 改正後の給与規程第29条第1項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間は、同項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(理事長が別に定める職員にあっては、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況)」とする。

附 則(平成29年1月27日法人規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(法人規程第14号)(以下「改正前の給与規程」という。)別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の給与規程別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(切替えの特例)

- 4 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2項の規定の適用については、附則第2項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「教4級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養

親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)と、第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「教4級職員」という。)にあっては3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

附則別表1(附則第2条関係)職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級

附則別表2(附則第3条関係)号給の切替表

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	1	33	21	25	17	17	25
2	2	34	22	26	18	18	26	
3	3	35	23	27	19	19	27	

4	4	36	24	28	20	20	28
5	5	37	25	29	21	21	29
6	6	38	26	30	22	22	30
7	7	39	27	31	23	23	31
8	8	40	28	32	24	24	32
9	9	41	29	33	25	25	33
10	10	42	30	34	26	26	34
11	11	43	31	35	27	27	35
12	12	44	32	36	28	28	36
13	13	45	33	37	29	29	37
14	14	46	34	38	30	30	38
15	15	47	35	39	31	31	39
16	16	48	36	40	32	32	40
17	17	49	37	41	33	33	41
18	18	50	38	42	34	34	42
19	19	51	39	43	35	35	43
20	20	52	40	44	36	36	44
21	21	53	41	45	37	37	45
22	22	54	42	46	38	38	46
23	23	55	43	47	39	39	47
24	24	56	44	48	40	40	48
25	25	57	45	49	41	41	49
26	26	58	46	50	42	42	50
27	27	59	47	51	43	43	51
28	28	60	48	52	44	44	52
29	29	61	49	53	45	45	53
30	30	62	50	54	46	46	54
31	31	63	51	55	47	47	55
32	32	64	52	56	48	48	56
33	33	65	53	57	49	49	57
34	34	66	54	58	50	50	58
35	35	67	55	59	51	51	59
36	36	68	56	60	52	52	60
37	37	69	57	61	53	53	61
38	38	70	58	62	54	54	62
39	39	71	59	63	55	55	63
40	40	72	60	64	56	56	64
41	41	73	61	65	57	57	65
42	42	74	62	66	58	58	66
43	43	75	63	67	59	59	67
44	44	76	64	68	60	60	68
45	45	77	65	69	61	61	69
46	46	78	66	70	62	62	70
47	47	79	67	71	63	63	71
48	48	80	68	72	64	64	72
49	49	81	69	73	65	65	73
50	50	82	70	74	66	66	74

51	51	83	71	75	67	67	75
52	52	84	72	76	68	68	76
53	53	85	73	77	69	69	77
54	54	86	74	78	70	70	78
55	55	87	75	79	71	71	79
56	56	88	76	80	72	72	80
57	57	89	77	81	73	73	81
58	57	90	78	82	74	74	82
59	58	91	79	83	75	75	83
60	58	92	80	84	76	76	84
61	59	93	81	85	77	77	85
62	59	93	82	86	78	78	
63	60	93	83	87	79	79	
64	60	93	84	88	80	80	
65	61	93	85	89	81	81	
66	61	93	86	90	82	82	
67	62	93	87	91	83	83	
68	62	93	88	92	84	84	
69	63	93	89	93	85	85	
70	63	93	90	94	86	86	
71	64	93	91	95	87	87	
72	64	93	92	96	88	88	
73	65	93	93	97	89	89	
74	65	93	94	98	90	90	
75	66	93	95	99	91	91	
76	66	93	96	100	92	92	
77	67	93	97	101	93	93	
78	67	93	98	102	94	94	
79	68	93	99	103	95	95	
80	68	93	100	104	96	96	
81	69	93	101	105	97	97	
82	70	93	102	106	98	98	
83	71	93	103	107	99	99	
84	72	93	104	108	100	100	
85	73	93	105	109	101	101	
86	73	93	106	110	102	102	
87	74	93	107	111	103	103	
88	74	93	108	112	104	104	
89	75	93	109	113	105	105	
90	75	93	110	114	106		
91	76	93	111	115	107		
92	76	93	112	116	108		
93	77	93	113	117	109		
94		93	114	118	110		
95		93	115	119	111		
96		93	116	120	112		
97		93	117	121	113		

98		93	118	122	114		
99		93	119	123	115		
100		93	120	124	116		
101		93	121	125	117		
102		93	122	126	118		
103		93	123	127	119		
104		93	124	128	120		
105		93	125	129	121		
106		93	126	130			
107		93	127	131			
108		93	128	132			
109		93	129	133			
110		93	130	134			
111		93	131	135			
112		93	132	136			
113		93	133	137			
114		93		138			
115		93		139			
116		93		140			
117		93		141			
118		93					
119		93					
120		93					
121		93					
122		93					
123		93					
124		93					
125		93					

附 則(平成30年1月29日法人規程第16号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月29日法人規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は平成31年1月29日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第6条第1項各号で定める給料表(別表第1から別表第4)、第11条第1項、第24条第1項及び第29条の規定は平成30年4月1日から、この規程による改正後の職員給与規程第33条第1項の規定は平成30年12月28日を含む夜間勤務から、この規程による改正後の職員給与規程第17条第2項第2号及びこの規程附則第3項の規定は平成31年1月1日から適用する。

(平成32年3月31日までの間における通勤手当に関する特例)

- 3 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程第17条第2項第2号の規定の適用については、同号中「ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額」とあるのは、  
「ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上54キロメートル未満である職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額  
ハイ及びロに掲げる職員以外の職員 31,800円に片道の自動車等の使用距離54キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,200円を加算した額」

とする。

附 則(平成31年4月1日法人規程第8号)

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月22日法人規程第11号)

- 1 この規程は令和2年1月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第6条第1項各号で定める給料表(別表第1から別表第4)及び第29条の規定は平成31年4月1日から、この規程による改正後の職員給与規程第16条第1項及び第2項並びに附則第3条の規定は令和2年4月1日から適用する。  
(住居手当に関する経過措置)
- 3 前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項及び第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号に定める額を加算した額の住居手当を支給する。この場合において、加算する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に2分の1を乗じて得た額
  - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 前項の規定による改正前の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額から前項の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項又は第2項の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

附 則(令和2年3月17日法人規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月8日法人規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月8日法人規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月8日法人規程第7号)

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則(令和3年12月8日法人規程第8号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日法人規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日法人規程第4号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日法人規程第10号)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年4月1日法人規程第8号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

する。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 令和5年4月1日改正前就業規則第21条第1項に掲げる職員に相当する職員
  - (2) 令和5年4月1日改正後就業規則(以下「新就業規則」という。)第15条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第13条第1項に規定する管理監督職を占める職員
- 4 新就業規則第13条第1項本文に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第26条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 当分の間、附則第2項の措置については、就業規則第12条に規定する降給とみなす。
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(令和5年12月28日法人規程第29号)

この規程は、令和6年1月1日から施行し、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年8月27日法人規程第5号)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則(令和6年12月27日法人規程第6号)

この規程は、令和6年12月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月11日法人規程第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)
- 2 施行日の前日において改正前の給与規程別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(号給の切替えの特例)

3 施行日の前日において改正前の教育職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が4級であったものの前項の適用については、同項中「同日においてその者が受けていた号給」とあるのは「同日においてその者が受けていた号給から改正前の第7条の規定により昇給させた場合の昇給後の号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

5 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表1(附則第2項関係)号給の切替表

(1) 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3

30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15

78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

(2) 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4

17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52

65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		

113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			

(3) 技術職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11

16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59

64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107

112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118

(4) 看護職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29

34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77

82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	110
115	111	111
116	112	112
117	113	113
118	114	114
119	115	115
120	116	116
121	117	117
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

附 則(令和7年5月28日法人規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程等の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程等の規定の例によることとされる人の資格に関する規程等の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規程(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程第28条第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表第1(第6条関係)教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	

20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,200	
66	349,100	420,200	457,900	

67	349,500	420,500	458,200	
68	349,900	420,800	458,800	
69	350,300	421,100	459,200	
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	
73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		
83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		
89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			

114	371,500		
115	371,900		
116	372,300		
117	372,700		
118	373,100		
119	373,500		
120	373,900		
121	374,200		
122	374,600		
123	375,100		
124	375,400		
125	375,800		
126	376,300		
127	376,800		
128	377,200		
129	377,600		

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2(第6条関係)事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200
25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600

26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900
27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100
28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400
29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200
30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200
31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000
32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800
33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700
34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500
35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300
36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200
37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000
38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,800	423,500
39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000
40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600
41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200
42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400
43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700
44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900
45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100
46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400
47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700
48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900
49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000
50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800
51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600
52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000
60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100

73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	
92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200	
93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400	
94		338,700	376,800	396,400	415,700	
95		339,100	377,500	396,700	416,000	
96		339,700	378,100	396,900	416,200	
97		340,000	378,500	397,100	416,400	
98		340,500	379,000	397,400		
99		340,900	379,600	397,700		
100		341,400	380,100	397,900		
101		341,800	380,600	398,100		
102		342,300	381,200	398,400		
103		342,700	381,700	398,700		
104		343,200	382,000	398,900		
105		343,500	382,400	399,100		
106		343,900	382,900	399,400		
107		344,300	383,300	399,700		
108		344,700	383,700	399,900		
109		345,000	384,100	400,100		
110		345,400	384,600	400,400		
111		345,900	385,000	400,700		
112		346,300	385,400	400,900		
113		346,600	385,700	401,100		
114		346,900	386,100			
115		347,400	386,500			
116		347,800	386,900			
117		347,900	387,200			
118		348,400	387,600			
119		348,800	388,000			

120		349,100	388,300			
121		349,400	388,600			
122		349,800	389,000			
123		350,200	389,300			
124		350,600	389,600			
125		351,100	389,900			
126		351,500	390,200			
127		351,900	390,500			
128		352,300	390,800			
129		352,800	391,100			
130		353,200	391,400			
131		353,500	391,700			
132		353,800	392,000			
133		354,300	392,200			
134			392,500			
135			392,800			
136			393,000			
137			393,200			
定年前再 雇用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3(第6条関係)技術職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	188,600	263,000
2	190,700	263,800
3	192,800	264,600
4	194,900	265,400
5	196,900	266,200
6	198,900	267,000
7	200,900	267,800
8	202,700	268,600
9	204,500	269,400
10	206,400	270,200
11	208,300	271,000
12	210,400	271,800
13	212,100	272,600
14	214,100	273,400
15	216,300	274,200
16	218,400	275,000
17	220,500	275,800
18	221,600	276,600
19	222,700	277,400

20	223,800	278,200
21	224,900	279,000
22	225,800	279,900
23	226,700	280,800
24	227,600	281,600
25	228,500	282,400
26	229,400	283,300
27	230,300	284,200
28	231,200	285,000
29	232,100	290,100
30	233,000	290,800
31	233,900	291,900
32	236,700	293,000
33	237,900	294,200
34	239,200	295,400
35	240,500	296,600
36	241,800	297,800
37	243,100	299,000
38	244,400	300,200
39	245,600	301,400
40	246,800	302,600
41	248,000	303,800
42	249,200	305,000
43	250,400	306,200
44	251,500	307,300
45	252,400	308,500
46	253,200	309,800
47	254,000	311,000
48	254,800	312,200
49	255,600	313,400
50	256,400	314,600
51	257,200	315,700
52	258,000	316,900
53	258,800	318,100
54	259,600	319,300
55	260,400	320,600
56	261,200	321,900
57	262,000	323,100
58	262,700	324,000
59	263,500	325,200
60	264,400	326,400
61	265,200	327,600
62	266,000	328,700
63	266,800	329,700
64	267,600	330,700
65	268,400	331,600
66	269,200	332,500

67	270,000	333,500
68	270,700	334,500
69	271,500	335,400
70	272,300	335,900
71	273,100	336,800
72	273,800	337,500
73	274,600	338,400
74	275,300	339,100
75	276,000	339,400
76	276,700	339,900
77	277,400	340,500
78	278,100	341,100
79	278,800	341,800
80	279,500	342,500
81	280,200	343,100
82	280,900	343,800
83	281,500	344,300
84	282,100	344,900
85	282,800	345,500
86	283,500	345,800
87	284,100	346,400
88	284,700	346,900
89	285,400	347,400
90	286,100	347,900
91	286,700	348,400
92	287,300	348,900
93	288,000	349,300
94	288,700	349,600
95	289,300	349,900
96	289,900	350,100
97	290,400	350,400
98	290,800	350,900
99	291,200	351,200
100	291,600	351,500
101	291,900	351,800
102	292,200	352,200
103	292,500	352,500
104	292,800	352,800
105	293,100	353,100
106	293,400	353,500
107	293,700	353,800
108	293,900	354,100
109	294,100	354,400
110	294,300	354,700
111	294,500	355,100
112	294,900	355,500
113	295,100	355,900

114	295,300	356,400
115	295,500	356,800
116	295,900	357,200
117	296,100	357,600
118	296,300	358,100
119	296,600	
120	296,900	
121	297,100	
122	297,300	
123	297,600	
124	297,900	
125	298,100	
126	298,300	
127	298,600	
128	298,900	
定年前再雇用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円
	219,600	261,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4(第6条関係)看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200
2	209,600	242,800	282,300	295,800
3	211,400	245,000	282,800	296,400
4	213,100	247,200	283,300	296,900
5	214,800	249,400	283,800	297,400
6	216,700	250,400	284,300	298,000
7	218,500	251,300	284,800	298,600
8	220,200	252,200	285,300	299,100
9	221,900	253,100	285,800	299,600
10	223,900	254,300	286,300	300,200
11	225,800	255,400	286,800	300,800
12	227,700	256,300	287,300	301,300
13	229,600	257,100	287,800	301,800
14	231,600	257,800	288,300	302,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200
16	235,600	259,400	289,300	303,900
17	237,600	260,500	289,800	304,600
18	239,600	261,600	290,300	305,500
19	241,700	262,700	290,800	306,400
20	243,700	263,800	291,300	307,300
21	245,600	264,900	291,800	308,100
22	246,800	266,000	292,300	309,000

23	248,000	267,100	292,800	309,900
24	249,100	268,200	293,300	310,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600
26	251,100	270,300	294,400	312,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400
28	252,900	272,400	296,000	314,300
29	253,700	273,400	296,700	315,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200
31	255,200	274,800	298,300	317,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400
33	256,700	276,200	299,800	319,500
34	257,500	276,800	300,600	320,600
35	258,300	277,300	301,400	321,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800
37	259,700	278,300	302,900	323,900
38	260,600	278,900	303,700	325,100
39	261,500	279,400	304,500	326,200
40	262,300	279,900	305,300	327,300
41	263,100	280,300	306,000	328,100
42	264,000	280,800	307,000	329,200
43	264,800	281,300	308,000	330,300
44	265,600	281,800	308,900	331,300
45	266,400	282,300	309,800	332,300
46	267,100	282,800	310,800	333,300
47	267,800	283,300	311,800	334,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300
49	269,000	284,300	313,600	336,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800
51	270,000	285,300	315,600	339,000
52	270,400	285,800	316,600	340,200
53	270,800	286,300	317,400	341,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400
56	272,200	287,800	320,300	344,700
57	272,600	288,300	321,200	345,700
58	273,000	289,100	322,200	346,600
59	273,400	289,900	323,200	347,700
60	273,800	290,600	324,100	348,900
61	274,200	291,300	325,000	350,000
62	274,600	292,200	326,200	351,200
63	275,000	293,100	327,400	352,400
64	275,400	293,900	328,600	353,400
65	275,800	294,700	329,300	354,400
66	276,200	295,600	330,400	355,400
67	276,600	296,400	331,500	356,500
68	277,000	297,200	332,400	357,600
69	277,400	298,000	333,500	358,400

70	277,900	298,900	334,200	359,500
71	278,400	299,800	335,300	360,600
72	278,800	300,700	336,400	361,600
73	279,200	301,600	337,500	362,300
74	279,800	302,500	338,700	363,100
75	280,400	303,400	339,800	363,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600
77	281,400	305,100	342,000	365,200
78	282,000	306,100	343,100	365,700
79	282,600	307,100	344,100	366,200
80	283,100	308,000	345,200	366,700
81	283,600	308,500	346,100	367,300
82	284,100	309,400	347,100	367,800
83	284,600	310,300	348,000	368,300
84	285,100	311,100	349,000	368,800
85	285,600	311,900	349,900	369,200
86	286,100	312,900	350,700	369,600
87	286,600	313,900	351,500	370,200
88	287,100	314,900	352,300	370,700
89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	381,500
111	297,800	328,800	363,100	382,000
112	298,100	329,100	363,500	382,400
113	298,400	329,400	363,900	382,800
114	298,600	329,800	364,300	383,200
115	298,900	330,100	364,800	383,600
116	299,100	330,400	365,300	384,000

117	299,400	330,600	365,700	384,400
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			

164	313,200			
165	313,600			
166	313,900			
167	314,200			
168	314,500			
169	314,900			
定年前再雇用 短時間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、看護師、その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第5(第6条第2項関係)級別標準職務表

ア 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

イ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	課長の職務
5級	部長代理の職務
6級	部長の職務

ウ 技術職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務
2級	高度な技術又は経験を有する診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務

エ 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師の職務
3級	副看護長の職務
4級	看護長の職務

別表第6(第10条第3項関係)調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

イ 技術職給料表

	職務の級	調整基本額

定年前再雇用短時間 勤務職員以外の職員	1級	6,300円
	2級	9,100円
定年前再雇用短時間 勤務職員	1級	5,700円
	2級	7,300円